

# 本庄小学校 いじめ防止基本方針

令和 8 年 5 月  
佐賀市立本庄小学校

## 1 いじめ防止等のための基本的な方向性

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、安心して学校生活を送ることができる学校をつくるために、「本庄小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学年、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめに対する予防、発見、対応においては、保護者・地域・関係機関との連携を深めます。

「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法 第2条第1項に定義）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴える児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って、事実関係を確かめ対応にあたる。

## 3 いじめの未然防止の取組

<児童に対して>

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、相手の気持ちを受け止め、互いを大切にできる人権意識の醸成を図る。
- ・ 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳科や特別活動等の指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。  
その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

#### <教職員に対して>

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような居心地のいい学校、学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつよう努める。
- ・ 児童や保護者からの話を相手の立場に立って聞く姿勢をもつ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対応等「いじめ問題」についての理解を深める。  
特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

#### <学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは人権を侵害する行為であり、絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査（保護者を含む）を年間2回実施し、早期発見・早期対応に努める。また、毎月の「心のアンケート」や保健室前に設置する「こころのポスト」等で児童の様子の変化等を把握し、気になることがあれば即時対応し、状況や対応等を教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深めるとともに、いじめの未然防止についての実践力を高める。
- ・ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会でを行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任や学年の先生をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### **<いじめの未然防止につながる教育活動>**

- ・ 毎月1日の「いじめ・命を考える日」の取組で未然防止の意識化を図る。
- ・ 佐賀市全体で取り組む「いじめ“0”のやくそく（レインボー作戦）」を児童の目にふれる場所に掲示し、学期に一度全校で確認する。
- ・ 学級づくりや学級活動、道德科の学習において、児童の内面の成長を図ったり、温かい人間関係をつくったりする。
- ・ 人権集会等で、命の大切さや一人一人の存在の大切さについて指導するとともに、他人を思いやる心をもつことができるようにする。
- ・ 「心のアンケート」や「こころのポスト」、「WEBQU」等の結果を関連させて、児童一人一人の悩み等を把握する。その結果をもとに、違和感や気になることがあれば、即時対応する。また、生徒指導・教育相談全体会で情報共有し、児童が安心できる居場所づくりに努める。
- ・ 縦割り活動や異学年交流を行うことで、リーダー性や協調性、思いやりの心の育成を図るようにする。
- ・ 学年で「児童を認めて伸ばす」取組、学級で、「友達のよさ見つける」の活動を行う。

<保護者・地域に対して>

- ・ 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談していただくように伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だよりやふれあい道德教育、学校運営協議会等で伝え、理解と協力をお願いします。

#### 4 いじめの早期発見の取組

<早期発見に向けて・・・「変化に気付く」>

- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教職員が積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・ 月1回、「いじめ・命を考える日」でのアンケートや、年2回、県様式でのアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・ 保健室前に「心のポスト」を準備し、アンケート調査とは違うタイミングで教職員に知らせたい（訴えたい）児童の思いを保障する。「心のポスト」は、養護教諭が毎夕チェックをする。

#### 5 いじめ事案への対応

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめを訴える児童や保護者からの相談には、相手の立場に立ち親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。
- ・ いじめを訴える児童が安心感や自信、存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに管理職に報告するとともに、委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「子どもの人権と命を守る」>

- ・ 教職員が気付いた、あるいは、児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者の関係だけでなく、時間的な視点や影響のある空間的な視点も含め構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ 関係する児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、人権を侵害する行為をやめさせる。
- ・ いじめが相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるような指導を行う。
- ・ 関係する児童の気持ちを聞いてその背景を探り、児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正しく当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での支援について学校と連携していくことを伝えていく。

#### <校内体制について>

- ・ 校内組織に、校長、教頭、教務、生活指導主任、人権・同和教育担当、養護教諭等で構成する「いじめ防止対策委員会」を位置づける。重大事案が発生した場合等は、学校運営協議会委員、PTA会長、スクールカウンセラーを加えた拡大委員会を設ける。
- ・ いじめ防止対策委員会（22条委員会）の定例会議は年2回実施する。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該担任や学年主任等と共に、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱を考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

#### <関係機関との連携>

- ・ いじめの事実を確認した場合の佐賀市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、佐賀市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広げることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめの問題等、児童の健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

### 6 ネットいじめに対する対応

- ・ ネットいじめの現状を児童だけでなく、保護者にも知らせ、ネットいじめの防止を啓発する。
- ・ 中学校との連携のもと、インターネットの取り扱いについては、保護者への啓発に努める。

### 7 重大事態への対応

- ・ いじめにより、「児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑い」「いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認められる場合や、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、すぐに、市教育委員会に報告・相談する。
- ・ 重大事態に関しては、市教育委員会の指導を受けながら、いじめ防止対策委員会（内部委員会）及び拡大委員会を開催し、いじめ解消に向けた対策を講じていく。

### 8 職員研修

- ・ いじめ防止の研修会を通して、いじめ未然防止及び早期発見の機会を逃さないようにする。特にいじめに関する対応については、速やかに共通理解を図り、いじめ事案が発生した場合には、組織的に取り組んでいくことを啓発する。

## 本庄小学校 いじめ防止対策委員会（22条委員会）について

### ○ 覚知・認知 <内部委員会>

- ・構成委員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権・同和教育担当・養護教諭・教育相談担当
- ・役割：調査・事実確認・対策検討などの協議を行う。

### ○ 重大事案に関わるような場合 <拡大委員会>

- ・構成委員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権・同和教育担当・養護教諭・教育相談担当・学校運営協議会委員（1名）・PTA会長・スクールカウンセラー
- ・役割：内部委員会での調査・事実確認・対策検討を受けて、いじめ解消に向けた対策を講じる。

### ○ その他

22条委員会は年度当初に設置し、定例会議は、年間2回実施する。